

**Mate/VersaPro SupportPack G6
ピックアップ
ご利用の手引き**

NECフィールディング株式会社

はじめにお読みください

このたびは、NEC 製パーソナルコンピュータ[Mate、MateJ シリーズ、VersaPro、VersaProJ シリーズ](以下「NEC 製 PC」といいます)のハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「Mate/VersaPro SupportPack G6 ピックアップ」(以下「本パック」といいます。)をお買い上げいただきありがとうございます。

本パックに基づくサービス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくため、本パックの開封後、すぐに次のことを行っていただきますようお願いいたします。

1. 本パックの内容物をご確認ください。

本パックの内容物は次のとおりです。内容物がすべて揃っているか、ご確認ください。万一不足がある場合は、速やかにご購入元までご連絡ください。

- ① Mate/VersaPro SupportPack G6 ピックアップ ご利用の手引き(本書)
- ② Mate/VersaPro SupportPack G6 ピックアップ お客さま登録カード
(お客さま情報とご利用の機器を当社に登録するカード)
- ③ 返信用封筒(「お客さま登録カード」を返送するための封筒)

2. 本書の内容にご同意できることをご確認ください。

本書の内容にご同意いただけない場合は、お買い上げから 14 日以内に本パックをご購入元にご返却ください。領収書その他の購入を証するものと引き換えに本パックの購入代金をお返しいたします。

3. サービス対象機器・期間をご確認ください。

本サービスの対象機器と本パックの型番が一致しているかどうか、サービス期間が正しいかどうかをあらかじめご確認ください。お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合でも、**お支払済みの代金は返金いたしません**のでご注意ください。本サービスの実施期間は、後記「Mate/VersaPro SupportPack G6 ピックアップ サービス内容と条件」の「3. 本サービスの提供期間」に記載のとおりです。

※対象機器を構成する部品(HDD、SSD 等)に個人番号(マイナンバー)情報が含まれている場合、当該部品に対する本サービスの提供は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」といいます。)」上の「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託」に該当するため、本サービスの対象外となります。

4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。

本サービスをお受けいただくには、事前にお客さま情報の登録が必要です。

同梱の「Mate/VersaPro SupportPack G6 ピックアップ お客さま登録カード」(以下「お客さま登録カード」といいます。)に必要事項をご記入のうえ、本サービスの対象機器の保証書コピーとともに、**本パックのご購入日から 30 日以内に、当社営業担当に直接お渡しいただくか、同梱の返信用封筒で本書末尾に記載のサポートパック登録受付センター宛にご返送ください。**お客さま登録カードに基づく登録が、お客さまが本サービスを受ける条件になります。万一上記の期間内にご返送いただけなかった場合、お客さまは本サービスを受けられないことがあります。

(ご注意)

保証書には、ご購入日が記載されていることをご確認ください。保証書にご購入日の記載がない場合は、ご購入日が確認できるもの(対象機器の領収書等)の写しを同封してください。それらの書類が同封されていない場合は、当該対象機器本体の NEC における出荷月末日をご購入日とみなしますので、ご注意ください。

5. 消費税率変更時の税差額の負担について

消費税等相当額については、対象機器のご購入日時時点の消費税率で申し受けます。消費税率の変更(増加)があった場合、当社は当該変更後の保守契約期間に係る税差額を別途申し受けますので、本パックのご購入元の指定する方法によりお支払いください。

サービスのご利用にあたって

1. 登録後のオプション機器増設(サポート対象機器の追加)について

登録後にサポート対象オプション機器を増設された場合や、オプション製品に増設機器を追加された場合は、必ず当社にご連絡ください。当該機器について本サービスを受けるためには、機器追加の手続きが必要です。

※「Mate/VersaPro SupportPack G6」は、NEC から名称の使用許諾を得て、当社が製品化したものです。

(2020.3 TMU-01883-3)

Mate/VersaPro SupportPack G6
ピックアップ 内容と条件

目次

第1章 対象機器	1
1. 対象機器	1
第2章 登録	1
1. 登録申請	1
第3章 本サービスの内容および契約条件	2
1. 本サービスの内容	2
2. 除外作業	2
3. 本サービスの提供期間	3
4. 本サービスの提供時間帯	3
5. お客さまの負担する費用	3
6. お客さまと対象機器の所有者が異なる場合の取扱い	3
7. お客さまの協力義務	3
8. 責任の制限	4
9. 老朽化装置の取扱い等	4
10. 交換部品の所有権	4
11. 設置場所の変更	4
12. 再委託	4
13. 秘密保持	5
14. 個人番号の取扱い	5
15. 権利義務の譲渡禁止	5
16. 損害賠償	5
17. 本サービスのご利用中止	5
18. 本サービスの提供中止	5
19. 反社会的勢力の排除	6
20. 存続条項	6
21. 合意管轄	7
22. 協議	7

第1章 対象機器

1. 対象機器

対象機器は、第2章に記載された登録手続きに基づき当社に登録され、かつ日本国内に設置された NEC 製 PC 本体および本体に内蔵される NEC 製 PC 用オプション機器、マウス、キーボードのハードウェア製品(以下「対象機器」といいます。)です(ディスプレイは対象外です。)。なお、お客さまが本サービスを受けられるのは、本サポートパック 1パッケージにつき NEC 製 PC 本体 1台とします。

※対象機器を構成する部品(HDD、SSD 等)に個人番号(マイナンバー)情報が含まれている場合、当該部品に対する本サービスの提供はマイナンバー法上の「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託」に該当するため、本サービスの対象外となります。

第2章 登録

1. 登録申請

- (1) 本サービスをご利用いただくには、「はじめにお読みください」の「4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。」に従い、お客さま登録カードによる情報登録(以下「登録申請」といいます。)が必要です。
- (2) お客さまの登録申請の不備などにより登録が行えない場合は、お客さま登録カードの受領日から 30 日以内に、当社が定める方法によりその旨をお客さまに通知します。この場合、お客さまが本パックに領収書その他の本パックの購入を証するものを添付してご購入元にご返却くだされば、本パックの購入代金をお返しいたします。
- (3) お客さま登録カードの受領日から 30 日以内に、当社から登録の可否について何らの連絡も行わない場合、当該期間の満了をもって登録が完了したものとします。

第3章 本サービスの内容及び契約条件

1. 本サービスの内容

本サービスの内容は次のとおりです。

① 障害原因切分けおよび特定

対象機器に不時の障害(対象機器の正常な使用ができない状態をいいます。以下同じとします。)が発生した旨のお客さまからのご連絡を受けた場合、その障害発生箇所を切り分け、原因と考えられるハードウェアを特定します。ご連絡の際は、お客さま登録カードに記載いただいたお客さま情報、対象機器の型番・製造号機を通知するものとします。なお、いかなる場合においてもソフトウェアの障害については、本サービスの範囲外とします。

② 障害復旧修理

障害箇所特定の結果、ハードウェアが原因の場合、当社指定の配送業者により故障した対象機器(以下「故障機器」といいます。)を回収のうえ、必要な障害復旧修理を実施し、お客さまに返却いたします。修理に必要な部品代は、「5. お客さまの負担する費用」①の有寿命部品を除き、本サービス料金に含まれます。

ハードディスクを交換する場合、データ書き込みのないブランクのハードディスクと交換し、お客さまに機器を引き渡します。この際、お客さまのご希望があればハードディスクの内容を工場出荷時状態まで復旧します。以降のシステム環境の復旧作業(OSセットアップ、ファイルやデータの復旧等)はお客さまで行うものとします。

③ データ復旧サービス(お客さま登録カードの(商品名)に「データ復旧サービス」と記載された場合のみ対象)

故障機器に搭載されたハードディスクに記録された情報を外付けの USB 付きハードディスク等に移行させる作業実施後、お客さまにお渡しします。データ復旧の詳細は、別紙「データ復旧の詳細」に定めるものとし、本冊子の内容と別紙に矛盾抵触がある場合、別紙の規定が優先するものとします。

2. 除外作業

次の各号に定める作業は、本サービスに含まれないものとします。ただし、当社は、その必要が認められる場合は、お客さまと別途協議のうえ実施時期、対価の額その他の必要事項を決定し、当該作業を行います。また、(10)～(14)に定める作業については、その実施が可能な場合には別途保守料金の見積を提示するものとします。

- (1) 対象機器の取り外し作業
- (2) お客さまの要求による対象機器の改造
- (3) ソフトウェア(BIOS、ドライバー、修正モジュール等を含みます。)のインストール作業
- (4) 修理によるパーツ交換に伴う OS やアプリケーションのアクティベーション(認証)に関する作業
- (5) お客さまが設定したパスワードの解除
- (6) 本体カバーその他の鍵の紛失に伴う開錠および部品交換
- (7) 対象機器の清掃および点検
- (8) 対象機器内のデータの保護
- (9) ノートパソコン、無停電電源装置等のバッテリー、フロッピーディスク等の記録媒体、乾電池、その他の消耗品の供給等
- (10) 部品が自然消耗、磨耗、劣化し、または使用頻度、経過時間、使用環境等に関する NEC 所定の基準を超えた場合における修理
- (11) 天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
- (12) 「7. お客さまの協力義務」(1)④に定める設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
- (13) 当社の指定品以外の消耗品および記録媒体の使用または消耗品および記録媒体の保管不備により生じた故障の修理
- (14) お客さままたは第三者による輸送、移動時の落下、衝撃等、対象機器の不適切な使用または取

- 扱いにより生じた故障の修理
- (15) ソフトウェアに起因する事故の調査および故障の修理
 - (16) 当社が承諾した以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する事故の調査および故障の修理
 - (17) 前各号に定めるほか、本章1. に含まれない作業

3. 本サービスの提供期間

- (1) 本サービスの提供期間は、お客さまのご登録申請日にかかわらず、対象機器のご購入日から、本パックに定められた年数(お客さま登録カードの上部(商品名)に記載の年数)とします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、対象機器の製造打切後 5 年を経過した場合、当社は、本サービスの実施を打ち切るものとします。この場合でも、お支払済みの代金は返金いたしません。

4. 本サービスの提供時間帯

本サービスの対応時間は以下の通りです。

- (1) 障害受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
(国民の祝日、法律の定める休日および当社の定める休日は除く)
- (2) 装置引き取り・配送時間 月曜日～日曜日 9:00～20:00
- (3) 当社営業日の 8:30～17:30 に障害対応依頼を受け(障害対応依頼を当社が受けつけた日を以下「受付日」といいます。)、当社が受付日の 16:00 までに引取修理が必要と判断した場合、受付日を基準日として、お客さまのご登録設置場所まで対象機器を引き取る手配を行います。なお引き取りは当社提携宅配会社にて行なわれます。

受付日の 16:00 までに当社が引取修理の要否の判断ができない場合は、その翌営業日が基準日となります。当社は対象機器の修理完了後、お客さまのご登録設置場所に対象機器を返却いたします。当社は、原則として、基準日の翌営業日に引き取りを行ないますが、一部離島については翌営業日以降となる場合があります。また交通事情、天候、対象機器の設置場所等の条件により到着時間が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. お客さまの負担する費用

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客さまの負担とします。

- ① 当社が別途指定する「有寿命部品」の部品代
- ② 対象機器設置場所が離島の場合、対象機器の運送費

6. お客さまと対象機器の所有者が異なる場合の取扱い

- (1) お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、お客さまが自己の費用と責任において本書の内容につき対象機器の所有者の承認を得るとともに当社が本サービスを行うために必要な措置を取るものとします。
- (2) お客さまが上記(1)の対応を行わなかった場合、当社は本サービスの実施義務を免れるとともに、これにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。

7. お客さまの協力義務

- (1) お客さまは、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める事項を、自己の費用と責任で実施し、または承諾するものとします。
 - ① お客さまは、当社が提携する配送業者に対象機器の引渡しを行うこと。対象機器は電源、ネットワーク、ラック等から取り外しされており、かつ必要な梱包が行われていなければならない(または配送業者により梱包可能な状態にしておく)こと。
 - ② 当社は、本サービスに基づく修理が完了した対象機器を、対象機器が梱包された状態でお客さまに引渡すこと。引渡し完了後の対象機器の接続(電源・ネットワーク等)、動作確認、設定その他の作業は、お客さまの費用と責任で実施すること。

- ③ 対象機器に記録されたデータ、ソフトウェア等の保持および管理の責任はお客さまにあることに鑑み、対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施に伴う対象機器の停止／再起動等によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じておくこと。かかる措置を怠った場合、当社は一切責任を負わないこと。
- ④ 対象機器本体に添付のマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し、常にその環境を整備、維持すること。
- ⑤ 配送業者への引渡までに、お客さまは対象機器内の個人情報その他の秘密情報を予め消去するものとし、お客さまがこの義務を怠ったことにより発生した損害に関しては、当社は一切責任を負わないこと。

8. 責任の制限

- (1) 当社は、対象機器の障害に伴い発生した、お客さまの損害については、何ら責任を負わないものとします。
- (2) 対象機器に係る当社の責任は、配送業者から故障機器の引渡しを受けたときから、当社が本サービスを行った故障機器（以下「修理完了機器」といいます。）を配送業者に引渡した時点までとし、輸送中に発生した故障機器および修理完了機器の破損、故障、紛失または故障機器に含まれる情報の滅失、毀損その他一切の事故に関しては、当社は一切責任を負わないものとします。
- (3) 当社は、当社により提供される本サービスに不備があり適切に完了しない場合（本サービスの実施後、3ヶ月以内に同一原因による同一障害が再発した場合をいい、以下「契約不適合」といいます。）は、当該契約不適合状態の是正のために必要な本サービスを繰り返し実施するものとします。
- (4) 当社が前号の契約不適合責任を負うのは、本サービスに契約不適合がある旨のお客さまの書面による通知を作業の日から3ヶ月以内に受領した場合に限られるものとします。ただし、当社が契約不適合の存在を知っていた場合は、この限りではありません。
- (5) 上記(3)に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの実施にかかる契約不適合に関して当社がお客さまに負う責任のすべてであって、当該契約不適合により生じた損害については何ら責任を負わないものとします。
- (6) 本サービスに関して生じたお客さまの損害のうち、間接的損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客さまになされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損、変更、もしくは消滅、またはお客さまのコンピュータもしくはネットワーク・システムが利用できなくなったことについて、当社は責任を負わないものとします。

9. 老朽化装置の取扱い等

対象機器が老朽化し、正常な運転の維持が本サービスの提供によっても不可能であると当社が判断した場合は、お客さまと当社の間で別途協議のうえ当該対象機器の以後の取扱いを決定するものとします。

10. 交換部品の所有権

本サービスの履行に伴って交換された故障部品（老朽部品を含みます。）の所有権は、すべて当社に帰属するものとします。

11. 設置場所の変更

お客さまは、対象機器の設置場所を変更する場合は、変更日の 14 日前までに、変更後の設置場所と変更日を、本書末尾に記載のサポートパック登録受付センターに書面により通知するものとします。ただし、対象機器の設置場所は、日本国内に限られるものとします。

12. 再委託

当社は、自己の費用と責任において、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。また、当該第三者（以下「再委託先」といいます。）が、その受託した業務を別の第三者に更に委

託する場合があることをお客さまはあらかじめ承諾するものとします。

13. 秘密保持

- (1) お客さまおよび当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、書面または電子データにより秘密である旨を指定されたもの(以下「秘密情報」といいます。)を、本サービス提供期間終了後 3 年間、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、また、本書に基づく義務の履行以外の目的に使用しないものとします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - ① 一般に入手できる情報
 - ② 知得時に既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - ④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
 - ⑤ 本章19.(1)各号の一に係る一切の情報
- (3) 当社は、お客さま登録カードに記載された個人情報(個人情報保護法に定める個人情報をいいます。)を、本サービスの提供およびその品質向上以外の目的のために使用しないものとします。
- (4) 当社は、本サービスに合理的に必要な範囲で、お客さまの秘密情報を再委託先に開示することができるものとします。この場合、本項に定める当社の義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとします。

14. 個人番号の取扱い

- (1) 当社は、本サービスの提供に関して個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わないものとします。
- (2) お客さまは、個人番号を含む記憶装置が対象機器に含まれる場合、当社の技術員が当該個人番号を閲覧できないよう、アクセス制御を行うものとします。
- (3) 理由の如何にかかわらず、本サービスの提供に関してお客さまから受領した電子データまたは本章10に基づき交換された不良部品に記録されている電子データに個人番号が含まれていた場合、当該個人番号につき何らの責任も負わないものとします。

15. 権利義務の譲渡禁止

お客さまは、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本パックに基づく自己の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとします。

16. 損害賠償

- (1) お客さまおよび当社が本書に関連して損害賠償義務を負う場合、賠償の対象となる損害の範囲は、相手方に現実発生した直接かつ通常の範囲の損害に限られるものとします。
- (2) お客さまおよび当社の負担する損害賠償の累積金額は、本サポートパックの代金として当社がお客さまから受領した総額を超えないものとします。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が本書に違反した場合であっても、自己が被る損害または損失を最小限にとどめる義務を負うものとします。
- (4) お客さままたは当社による本条の損害賠償の請求は、請求原因の如何を問わず、本サービスに基づく履行義務違反を知り得た時から1年以内に限り行うことができるものとします。

17. 本サービスのご利用中止

お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合、および当社が本章18の規定により本サービスの全部または一部の提供を中止した場合でも、お支払済みの代金は、減額、返金いたしません。

18. 本サービスの提供中止

- (1) 当社は、お客さま(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止

することができるものとします。

- ① 本書19の規定に違反したとき
 - ② 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
 - ③ 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - ④ 営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - ⑤ その他財産状態が悪化したとき、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (2) 当社は、お客さまが本書に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行った後、当該期間内に当該違反が是正されないときは、本サービスの全部もしくは一部の提供を中止することができるものとします。ただし、当該期間を経過したときにおける債務不履行が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないものとします。
- (3) お客さまは、自己が第1号各号の一に該当する場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとします。

19. 反社会的勢力の排除

- (1) 当社は、お客さま(その役員および従業員を含みます。また、お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称します。)であったこと
 - ② 反社会的勢力を利用したこと
 - ③ 反社会的勢力に資金提供その他の便宜を供与する等反社会的勢力の維持運営に協力したまたは関与したこと
 - ④ 反社会的勢力が経営を支配していると認められること(実質的に経営に関与していると認められる場合を含みます。)
 - ⑤ 前各号のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
 - ⑦ 自らまたは第三者を利用して、当社に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
- (2) お客さまは、自己またはその役員もしくは従業員(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が上記(1)のいずれかに該当し、または該当する可能性があることが判明した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) 当社は、上記(1)に基づき本サービスの提供を中止した場合は、これにより被った損害の賠償をお客さまに請求することができるものとし、また、これによりお客さまに生じた損害については、一切その賠償の責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、お客さまが本章19.(1)各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を行うことができるものとし、お客さまは、当該調査に協力するものとします。

20. 存続条項

本サービスが終了した場合であっても、次の規定は、対象事項がある限りなお有効に存続するものとします。

- ① 「8. 責任の制限」
- ② 「13. 秘密保持」
- ③ 「14. 個人番号の取扱い」(3)
- ④ 「15. 権利義務の譲渡禁止」
- ⑤ 「16. 損害賠償」
- ⑥ 「17. 本サービスのご利用中止」
- ⑦ 「18. 本サービスの提供中止」(3)

- ⑧ 「19. 反社会的勢力の排除」(3)
- ⑨ 「20. 存続条項」
- ⑩ 「21. 合意管轄」

21. 合意管轄

本サービスに関するお客さまと当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

22. 協議

本書に定めのない事項、本書記載の条項中疑義の生じた事項および本書の変更については、お客さまおよび当社で別途協議のうえこれを決定します。

以上

1. データ復旧サービスの内容

データ復旧サービスは、対象機器に搭載されたハードディスクまたは SSD に記録されたデータ(以下「データ」といいます。)を復旧し、外付けの USB 付きハードディスク等に移行させた後、お客さまにお渡しするサービスです。詳細は以下のとおりとします。

(1) データ復旧サービスの実施回数

論理障害(データ障害のうち、記憶媒体等に電磁的記録障害が発生した障害。以下同じ。)は本サービス提供期間中、回数制限なくデータ復旧サービスをご利用できますが、物理障害(ハードディスクの磁気ヘッドに問題がある場合や機械的・電氣的故障の障害。以下同じ。)は本サービス提供期間中1回のみのご利用とします。

(2) データ復旧の範囲

データ復旧の範囲は、お客さまが希望する領域すべてを対象範囲とします。ただし、対象機器にてRAID1以外のRAIDシステムをご利用の場合、データ復旧サービスの対象外となります。

(3) データ復旧サービスの依頼方法

お客さまは、データ復旧サービスの実施を希望する場合、対象機器の障害が発生した旨の連絡を行う際に、当社受付担当者に、データ復旧を希望する旨の依頼を行うものとします。

(4) データ復旧に係る期間

当社は、故障機器の修理実施に合わせて作業を実施しますが、次の各号のいずれかに該当する場合は故障機器の修理完了後、さらに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ①論理障害において、障害の程度が重い場合
- ②物理障害の場合
- ③離島等輸送に特に時間がかかる場合
- ④天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議その他不可抗力の事由が生じた場合

2. 除外作業

本冊子第3章2. に定めるもののほか、次の作業については、データ復旧サービスの対象外といたします。

- ①障害原因の調査・解析
- ②破損または消去されているデータの復元
- ③お客さま(またはお客さまの顧客)ご使用のシステムへの復旧データのリストア
- ④その他、本別紙に定めのない作業

3. お客さまの承諾事項

お客さまは次の事項につき、予め承諾するものとします。

- ①障害の発生したハードディスクが特殊なケースに入っている場合、もしくは障害媒体自体にハードウェア面での不具合がある場合は、障害媒体の開封・解体をはじめとする加工を当社が行う場合があること。
- ②データ復旧サービスの実施にあたり、事前調査を行うが、調査の結果、データ復旧サービスを実施できない場合があること。
- ③データ復旧サービスは、データの完全な復旧を保証するものではなく、復旧後のデータがその内容や体裁に関してお客さまの意図するものと一致せず、また、復旧データがお客さまご使用のアプリケーションソフト等で使用不可能な場合があること。
- ④障害の発生したハードディスクに、復旧後のデータをお戻りする作業は実施しないこと。
- ⑤データ復旧依頼後に、ご注文内容の取消および内容変更はできかねること。
- ⑥障害の発生したハードディスクは、いかなる場合であっても返却しないこと。

4. 当社の責任

データ復旧サービスの実施に係る当社の責任は、善良なる管理者の注意義務をもって作業を実施することに限られるものとします。

以上

記入例

【NEC フィールディング返送片】

※2枚目は『お客さま控え』ですので返送せず、お手元で保管してください。

Mate/VersaPro SupportPackG6 ピックアップ お客さま登録カード

NECフィールディング

(商品名) Mate/VersaPro SupportPackG6 ピックアップ 引取修理(ディスプレイ除外) 5年間バック	(型番) PC-MV-PU5G6-F	(対応時間) 月～金 8:30～17:30 (祝祭日、当社の定める 休日は除く)	Mate/VersaPro SupportPackG6 ピックアップの製品シリアルNo. C5A01xxxxxx
--	-----------------------	---	--

「Mate/VersaPro SupportPackG6 ピックアップ ご利用の手引き」に記載の内容に同意し、下記の通り登録を申請いたします。

(お客さま情報) ※太枠内をご記入ください。

ご記入日 20 19 年 4 月 30 日

「登録内容」	登録者 (サポートバックの所有者など)	サービスを受ける機器の設置場所 (当社提携委託業者が引き取りに向う場所)
	(ふりがな) 法人・団体名	同左
	ご住所	同左
	ご所属	同左
	(ふりがな) お名前	同左
	TEL	同左
	E-mail アドレス	同左

(連絡事項) (特記事項等がありましたら記入してください)

パソコン本体の保証書に記載されている
「型名」、「製造番号」を記入してください。

(対象機器の内容)

一本体 ※保証書のコピーを添付してください

ご購入日	20 19 年 3 月 15 日
型名(型番)	PC- MKxxxxxxxx
製造番号	xxxxxxxxA

一オプション機器 (記入欄が足りない場合は別紙を添付してください)

型名(型番)	数	型名(型番)	数
PC- xxxxxx	1	PC-	
PC-		PC-	

(本紙にご記入頂きました内容についてのお問合せ先)※NECフィールディングからの問い合わせ先

お名前	日電 太郎	TEL	03-1234-5678
法人・団体名	日電商事 株式会社		

登録申請についての問い合わせ先: NEC フィールディング(株) 電話 03-3452-7429

NECフィールディングは、お客さまが本サービスに関連してNECフィールディングに届け出た情報のうち、個人情報が含まれる場合には、本サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。但し、法令により開示が求められた場合およびお客さまの同意が得られた場合を除きます。

(バーコードラベル貼付位置)

※下記欄は記入不要

受付確認	年 月 日	EDP 登録	登録完了 返却日	メモ
拠点責任者	印			

お客さま → 受付センター → 受注拠点
お客さま → 受注拠点

[保管: 契約終了後 2 年]